

あいち電子調達共同システム（物品等） 入札時に使用する IC カードについて

あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「本システム」という。）を利用して電子入札案件に参加する場合は IC カードが必要です。事前に IC カードを取得し、本システムにおいて IC カード登録を行ってください。なお、随意契約、公開見積競争（オープンカウンタ）のみに参加する場合は IC カードは不要です。

1 利用可能な IC カード

電子入札コアシステムに対応した認証局（以下「認証局」という。）発行の IC カードとします。詳しくは、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページ
(<https://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>) でご確認ください。

2 IC カードの名義人

IC カードの名義人（商号又は名称及び所在地を含む。以下同じ。）は、本システムにより入札参加資格申請を行った際に登録した契約営業所の長としてください。本店を契約営業所として登録した場合は本店代表者、支店等を契約営業所として登録した場合は、本店代表者から入札及び見積に関する事項等の委任を受けた受任者となります。

3 IC カード登録

- (1) 電子入札案件に参加する場合は、IC カードの有効期限に注意し、落札決定の日時まで十分余裕のあるものをご利用ください。入札が不調となったときは、再入札を行う場合がありますのでご注意ください。
- (2) 有効期限の到来した IC カードでは、システム上で応札することができません。IC カードの有効期限が切れる前に新しい IC カードを取得し、システム上で IC カードの更新手続きを行ってください。
- (3) 万一、電子入札案件の参加中に IC カードの有効期限が到来し、新しい IC カードの準備も間に合わなかったときは、速やかに各発注機関（参加団体）に連絡を取り、取扱い等を確認してください。
- (4) 登録済みの IC カードを用いて行われた電子入札は、すべて利用者（IC カードの名義人）の意思によるものとみなされます。IC カードの紛失等にはくれぐれも注意し、適切に管理してください（IC カードを紛失等されたときは速やかに、IC カードを購入した認証局に対して失効手続きを行ってください。）。IC カードの不正利用における損失については、協議会及び参加団体はいかなる責任も負いません。

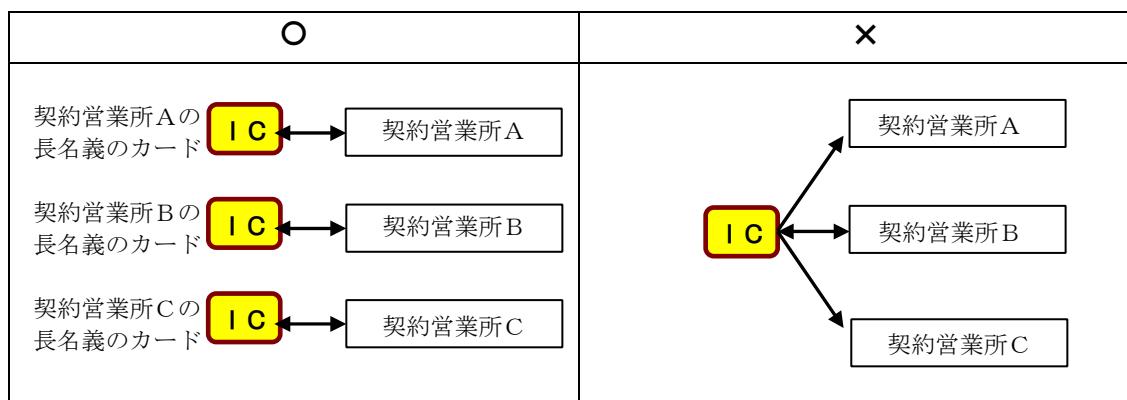
4 契約営業所の長が変更となった場合の取扱い

- (1) 契約営業所の長について、システムによる変更申請又は変更届により、申請内容の変更を行ってください。
- (2) 変更後の契約営業所の長の名義の新しい IC カードを取得してください。
- (3) 本システム上で IC カードの更新手続き行ってください。
- (4) 契約営業所の長の変更から新しい IC カードの更新手続きが完了するまでの間における電子入札案件への参加については、発注機関（参加団体）ごとに取扱いが異なります。契約営業所の長が変更となったときは、速やかに各発注機関（参加団体）に連絡を取り、取扱い等を確認してください。

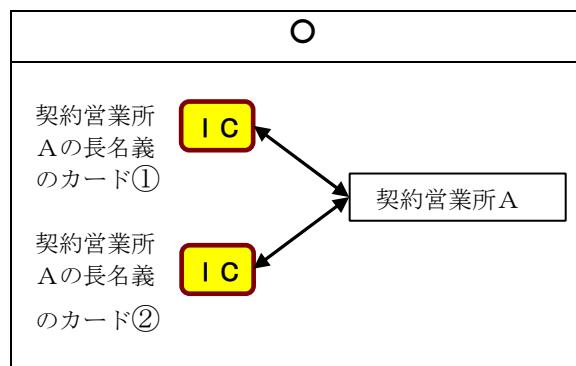
5 その他

- (1) IC カードの枚数制限等

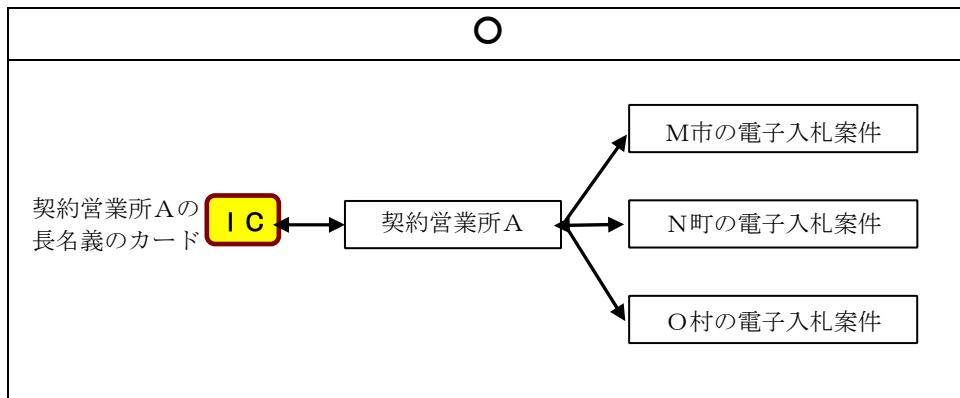
・ IC カードは契約営業所ごとに用意する必要があります。一枚の IC カードを複数の契約営業所に対して登録することはできません。



・ IC カードは複数枚所持することができ、一つの契約営業所に対して予備的に複数の IC カードを登録しておくことが可能です。



- ・契約営業所を登録する際に、複数の申請団体を対象とした場合は、一枚の IC カードで対象団体全ての電子入札案件に参加することができます。



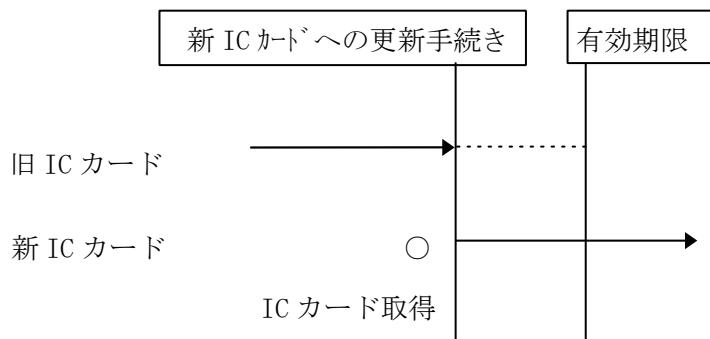
(2) 本システム以外の電子入札システムとの併用

国土交通省や名古屋市の電子入札システム、またはあいち電子調達共同システム（CALS/EC）など、本システム以外の電子入札システムの利用のために既に認証局発行の IC カードをお持ちの場合は、その IC カードの名義が本システムで登録した契約営業所の長と同一であれば、その IC カードを本システムで利用することができます。

「受注者 IC カードについて」 補足説明資料

I. 【IC カードの有効期限が切れる場合の手続き】

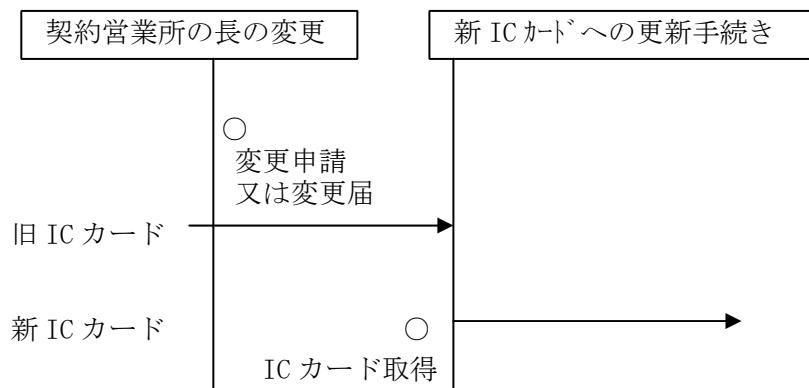
- IC カードの有効期限が切れる場合は、有効期限の到来前に新しい IC カードを取得し、システム上で IC カードの更新手続きを行う。



※ IC カード登録の際には、名簿情報と IC カード情報をチェックし、一致しなかったときは共通審査自治体による審査が必要。

II. 【契約営業所の長が変更となった場合の手続き】

- 契約営業所の長が変更となった場合は、システム上で変更申請又は変更届により申請内容の変更を行うとともに、速やかに変更後の長名義の新しい IC カードを取得し、システム上で IC カードの更新手続きを行う。



※ 新 IC カードの発行には 1ヶ月程度の期間を要するため、契約営業所の長の変更から新しい IC カードへの更新手続きが完了するまでの間における電子入札案件への参加については、各団体における個別運用基準等により、事前に取扱いを定めておく必要がある。

あいち電子調達共同システム(物品等)は、建設工事等を対象とするシステムの(CALS/EC)とは異なり、入札参加資格申請時には、ICカードは不要です。電子入札案件に参加する場合のみ ICカードが必要となります（随意契約、公開見積競争〔オープンカウンタ〕を除く。）。

申請者（=本店代表者）が変更となったときは、本店を契約営業所として登録してある場合、通常、本店代表者の変更に伴い契約営業所の長としても変更となるため、電子入札案件参加用として、変更後の契約営業所の長名義の新 ICカードを取得し、更新手続きを行う必要があります。

(参考1)

<本社の代表者が変更となったときの手続き> ・・・ システムにより異なる
(CALS/EC)

- ① 「代表者変更申出書（様式1）」を管理自治体に提出する。
- ② 新 ICカードを取得し、システム上で新 ICカードの利用者登録を行う。
- ③ 管理自治体が「代表者変更申出書（様式1）」を確認し、新 ICカードの利用者審査を行う。
- ④ 新 ICカードの登録承認後に、新 ICカードでシステムにログインし、変更等届により代表者の氏名等を変更する。

(物品等)

- ① 本店 ID・パスワードでシステムにログインし、変更申請により代表者の氏名等を変更し、履歴事項等全部証明書等の別送書類を共通審査自治体に提出する。
- ② 共通審査自治体が審査を行う。

<契約営業所の長が変更となったときの手続き> ・・・ 両システムとも同様
(CALS/EC)

- ① 本店の ICカードでシステムにログインし、変更等届により当該契約営業所の長の氏名等を変更する。
- ② 変更後の契約営業所の長名義の新 ICカードを取得し、システム上で新 ICカードの利用者登録を行う。

(物品等)

- ① 本店 ID・パスワードでシステムにログインし、変更届により当該契約営業所の長の氏名等を変更する。
- ② 変更後の契約営業所の長名義の新 ICカードを取得し、システム上で新 ICカードへの更新手続きを行う。

(参考2)

【電子証明書に記載される主な情報】

電子証明書番号、PIN番号、有効期間（始期及び終期）、氏名、法人の場合は商号、
電子証明書公開鍵情報、電子証明書発行者情報